

別表第十四号表(第六十八条関係)

## 資本金明細表

| 既<br>発<br>行<br>株<br>式   | 種 類   | 発 行 数 | 資本組入額の総額 | 上場取引所名 | 摘 要 |
|-------------------------|-------|-------|----------|--------|-----|
|                         |       |       | 円        |        |     |
|                         |       |       |          |        |     |
|                         | 小 計   |       |          |        |     |
| 株式発行のない資本の額             |       |       |          |        |     |
| 資 本 の 額                 |       | 円     |          |        |     |
| 準備金による資本組入れ<br>又は利益金組入れ | 資本組入額 | 摘 要   |          |        |     |
|                         | 円     |       |          |        |     |
|                         |       |       |          |        |     |
|                         | 計     |       |          |        |     |

(記載上の注意)

- (1) この表は、貸借対照表に掲げる資本金について記載する。
- (2) 関係会社の所有株式数を種類別に摘要欄に記載する。
- (3) 当該事業年度中に株式の発行があつた場合には、その発行事由の異なるごとにその発行年月日、種類、発行数、1株の発行価額及び資本組入額を摘要欄に記載する。ただし、新株予約権付社債の権利行使により当該事業年度中に発行されたものがある場合には、1株の発行価額及び資本組入額が異なるごとに一括して記載することができる。
- (4) 既発行株式のうち、株式配当、新株予約権付社債の権利行使等の事由により発行されたものがある場合には、その発行事由の異なるごとにその発行数及び資本組入額の総額を摘要欄に記載する。また、期末における自己株式の数を摘要欄に記載する。
- (5) 株式発行のない資本の額欄には、利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他法律で定める準備金を資本に組み入れた場合又は利益金処分による資本組入れを行つた場合で、株式の発行がないときの資本組入額の総額を記載する。
- (6) 準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れの欄には、利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他法律で定める準備金を資本に組み入れた場合又は利益金処分による資本組入れを行つた場合の当該組入額について記載する。
- (7) 準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れについては、その内容を詳細に摘要欄に記載する。ただし、当該事業年度以外の事業年度において資本組入れを行つたものについては、組入年月日の異なるごとにその年月日、組入額及び当該準備金の種類又は利益金処分による旨を記載する。
- (8) 株式発行のない資本の額及び準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れの各欄については、該当事項があるものについてのみ記載し、該当事項がない欄を省略した様式により記載することができる。